

### 3 教員の経験により特別支援学校教諭2種免許状を取得する方法

所要資格		特支	別表7-1
授与を受けようとする免許状		特別支援学校教諭 2種免許状	
有することが必要な免許状		幼稚園、小学校、中学校 又は高等学校の教諭 の普通免許状	
経験年数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注1</span>		3年	
最低修得単位数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注2</span>		6	
所 要 の 単 位	特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	特別支援教育の基礎理論に関する科目 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注3</span>	
		特別支援教育領域に関する科目 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注5</span>	視覚・聴覚 知的・肢体・病弱
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2 2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心理等1＋教育課程等1 合わせて2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心理等＋教育課程等 合わせて1
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注6</span>	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
自由選択科目	合計単位数が6単位数に満たない場合は、「特別支援教育に関する科目」の中から選択して、合計6単位数以上となるように修得する。		
合計単位数	6単位数以上		

注1 経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員として勤務した期間（養護教諭は含まれない）。

注2 最低修得単位数は、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

注3 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。

注4 特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。以下同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。なお、免許状教育領域の科目は、それぞれの領域を「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。

(1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」1単位（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」1単位（以下「教育課程等に関する科目」という。）を合わせて2単位以上（それぞれの事項を含む。）。

(2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて1単位以上（それぞれの事項を含む。）。

注5 免許状教育領域ごとに必要な単位を修得すること。

\* 視覚・聴覚の2領域を定める場合、それぞれ2単位以上計4単位以上を修得する。

\* 知的・肢体・病弱の3領域を定める場合、それぞれ1単位以上計3単位以上修得する。

注6 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（以下「重複・LD等領域」という。）のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。なお、「重複・LD等領域」については「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。

【単位の修得例】～特別支援学校教諭 2 種免許状～

授与を受けようとする特別支援教育領域		知的障害者	知的障害者 肢体不自由者	知的障害者 肢体不自由者 病弱者	視覚障害者
最低修得単位数		6			
所 支 援 教 育 の 単 位 修 得 科 目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1	1	1	1
	特別支援教育領域に関する科目	知的障害者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1 病弱者 1	視覚障害者 2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				
	免状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	2	2	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・病弱者の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、視覚・聴覚の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、聴覚・知的・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
自由選択科目	2	1	0	1	
合計単位数	6	6	6	6	